

マイナポイント第2弾を実施しています

【問合せ】 市民課 市民班 ☎773・6661

令和4年1月1日から「マイナポイント第2弾」が開始されました。

9月末までにマイナンバーカードを申請した人で、下記に該当する場合、最大20,000円分のポイントが付与されます。申込開始時期や申込期限などは次のとおりです。

対象者		申込開始	内容	申込期限
マイナンバーカード 新規取得者		1月1日～ 受付中	選択したキャッシュレス決済サービスで買い物またはチャージをすると、1人あたり25%分(上限5,000円分)のポイントがもらえます。	令和5年 2月末
健康保険証 利用者	共通 9月末までに新規でマイナンバーカードを申請した人	6月ごろ (予定)	マイナポータルサイトで健康保険証利用の申し込みを行うと、6月ごろに7,500円分のポイントがもらえます。	
公金受取口座 の登録者			マイナンバーカードの公金受取口座の登録申し込みを行うと、6月ごろに7,500円分のポイントがもらえます。 ※口座登録の開始時期は令和4年春ごろの予定	



今回は最大 **20,000円分** もらえる!

マイナンバーカードの新規取得等*
5,000円分

健康保険証としての利用申込み
7,500円分

公金受取口座の登録
7,500円分



マイナポイントってなあに？

マイナンバーカードを受け取った後、マイナポイントを申し込んだ人が、QRコード決済（〇〇Pay）や電子マネー、クレジットカードなどのキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、そのサービスで、利用金額の25%分のポイントがもらえるのが「マイナポイント」の仕組みです。

第2弾では、健康保険証の利用者や公金受取口座の登録者にもマイナポイントが付与されます。ポイント付与の申込方法など詳しくは、マイナポイント事業のウェブサイトにて最新情報を掲載しますので、ご確認ください。

マイナポイントについての最新情報はこちらから👉

